

令和8年度部活動に係る活動方針

真庭市立勝山中学校
部活動担当

1 本校の部活動（10部）

（運動部）野球・サッカー・ソフトテニス・（男・女）・バスケットボール（男・女）
バレーボール（女子）・卓球

（文化部）吹奏楽・美術

※バスケットボール女子・吹奏楽については現3年生の活動をもって廃部とする。
そのため1年生の募集は行わない。

2 部活動の指導理念

- ①各部の活動を通して、心身共に成長させる。
- ②健康の保持増進を図り、スポーツや芸術の楽しさを知ると共に、運動の習慣や芸術への関心を高めさせる。
- ③決まりを守り、お互いを尊重し、連携が図れるように指導する。
- ④困難を乗り越える克己心を身につけさせる。

3 活動目標

- ①自主的に目標を持って活動する。
- ②部長を中心に決まりを守り、協力して活動する。
- ③感謝の気持ちを持ち、環境整備を行う。

4 部活動の運営について

（1）入部について

- 入部は任意とする。その際、入部届を提出する。
- 活動は、原則3年間継続とする。
- 特別な事情で部を変更・退部する場合は、担任、顧問、保護者、本人と相談する。
- ※管理職、教職員への報告をきちんとする。
- 新入生には、オリエンテーションでの活動状況の説明及び、体験入部や見学期間を設ける。

（2）休養日・活動時間について

- 平日の活動は基本3日以内（火曜日・木曜日・金曜日）とする。
- 休日（土曜日・日曜日・祝日）には、原則部活動を実施しない。ただし、以下の場合に限り、必要に応じて休日にも部活動を実施することができる。
 - ①一部の大会（美作地区総合体育大会、美作地区予選会、岡山県吹奏楽コンクール、岡山県アンサンブルコンテスト、岡山県中学校吹奏楽祭、美作地区中学校文化連盟作品展交流会）及び、その上位の大会にあたるものについて、顧問の引率・指導を必要とする場合
 - ②上記大会等の一週間前の休日に、練習等を必要とする場合
 - ③上記以外で、校長が必要だと認める場合
- 上記大会等の1週間前の土日は両日とも活動ができる。（ただし、その前後の日に休養日を設定する。）
- 朝練は行わない。
- 最終下校時刻は、18時00分を厳守とする。（冬期は16：20下校とする。）
※2月～11月は18：00下校 11月～2月（冬季）は16：20下校
- 定期テスト前の活動中止については、中間テスト前5日間、期末テスト前1週間とする。
- 3年生引退後の活動については以下の通りとする。
 - ①原則最後の大会、発表会等までとする。
 - ②送別会等の交流を行う場合。

(3) 活動計画について

- 毎月の活動計画を所定の場所に提出する。(ホワイトボード)
- 練習試合等の予定を、教頭へ伝える。
- 長期休業中の活動は、別途計画を立て実施する。※部活動担当が取りまとめる。

(4) 大会参加について

- 大会参加は、中体連及び中吹連、中文連が主催する大会を原則とする。

(5) 賞罰について

- 中体連・中文連主催大会等の表彰については、終業式等で行う。担当者が段取りをする。
- 社会の規律や校則、部の決まりに違反したり、行動面において問題を起こしたりした生徒については、部活動を停止させたり、対外試合の出場を停止させたりするなどの指導を加えることもある。
- ※触法行為等があった場合は、生徒指導委員会にてその後の対応を協議し決定する。

(6) リーダー会について

- 部活動担当、生徒会担当が連携して定期的に開催する。
目的・・・①生徒の自主性を高める
②各部の連携と連帯意識を高める
- 内容・・・①新入生オリエンテーションについて
②定期的な活動状況報告・交流
③部活動における問題発生への解決対策を考える

(7) 部費等の取り扱いについて

- 教員が管理する場合は、通帳管理を徹底すること。
- 会計監査役員(保護者代表)を置き、年度末に会計監査をすること。※学校管理の場合

(8) 活動時の安全について

- 活動中、大会時等の規律等を徹底させること。
- 顧問は活動場所の施設、設備、用具の状態を把握し、安全に留意する。
- 万が一事故等が起きた場合は、早急に手当て処置を行う。管理職に報告する。
- 気象急変時は生徒の安全確保を早めの判断により行う。
 - ①雷・・・即中止・安全な場所へ避難(校舎)鳴り終わり30分間は活動を再開させない。
 - ②途中で警報等が発令された場合・・・活動中止、安全を確認して下校させる。状況により、コドモンにて家庭連絡をする。
 - ③酷暑時・・・気温35度以上 原則活動中止
気温31～35度 厳重警戒(激しい運動控える)
気温28～31度 警戒(水分、塩分、休憩をこまめにとる)
- ※体育館、グラウンド、テニスコート、グラウンド各場所の判断とする。ただし、全体中止の場合の判断は管理職が行う。

(9) 休部・廃部の扱いについて

- ①団体種目で、美作予選会、美作総体に単独で出場できない場合は、休部・廃部の対象となる。
- ②部員数が少なく、活動が制限される場合は、休部・廃部の対象となる場合がある。
尚、指導者不足により部の存続が難しい(前述の通り)と判断される場合は、休部・廃部の対象となる。